

京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項

(設置)

第1条 京都教育大学、大阪教育大学及び奈良教育大学の三大学は、連携協力して教育の質保証を実現するとともに中期計画に沿った事業を円滑に実施するため、京阪奈三教育大学連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、三教育大学の連携協力に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 教員養成教育の充実に関すること。
- 二 教養教育に関すること。
- 三 教育内容及び教材等の開発研究に関すること。
- 四 学生主体のセミナーに関すること。
- 五 教員就職対策に関すること。
- 六 現職教員の研修の高度化に関すること。
- 七 年度計画の素案に関すること。
- 八 その他連携協力に関する事項に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 京都教育大学副学長 1名
- 二 大阪教育大学副学長 1名
- 三 奈良教育大学副学長 1名
- 四 京都教育大学長が推薦する者 若干名
- 五 大阪教育大学長が推薦する者 若干名
- 六 奈良教育大学長が推薦する者 若干名

(任期)

第4条 前条第四号から第六号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置く。

2 議長は、各年度において、委員の互選により選出する。

(副議長)

第6条 協議会は、必要に応じて、議長を補佐する者として、副議長を置くことができる。

2 副議長に関して、必要な事項は、協議会が別に定める。

(協議会)

第7条 協議会は、必要に応じ議長が招集する。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、協議会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(各学長への報告)

第10条 協議会での協議・実施事項は、三大学の学長に報告する。

(事務の処理)

第11条 協議会に関する事務は、議長として選出された大学において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この要項は、平成22年6月17日から施行する。

2 この要項施行後、第3条に基づく最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成29年3月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。